

11
November

地主・経営者のための
情報マガジン

AgriTimes

あぐりタイムズ / 2023 vol.220

相続税を大幅減額する 「小規模宅地等の特例」



営業職に役立つ!

ゴルフの
心 髓

～不動産売却の税金で注意したいこと～
売却時期や軽減税率の要件に
注意して節税も検討しましょう

“FMヨコハマ” “NACK5”
“JNN NEWS”
“千葉テレビ”で
CM放送中

ラ・ラ・ラ・
ランドマーク♪



相続税を大幅減額する 「小規模宅地等の特例」



今日は佐々木が
お伝えします!

1 小規模宅地等の特例

この特例は、遺産のうち被相続人等の居住用や事業用に供されていた宅地等について要件を満たしている場合、限度面積までその土地の相続税の課税価格に算入すべき額を大幅に減額できる制度です。節税目的とした駆け込み的な適用など、本来の趣旨を逸脱した適用を防止する改正の実質的な運用が2022年4月から始まりましたので、適用できる物件かどうか確認してみましょう。

2 主な適用要件

この特例の適用を受けるためには、個人が相続または遺贈(相続等)によって取得した宅地等が、下記要件を満たしていることがまず必要です。

- 用途** 被相続人または被相続人と生計を一にしていた親族(以下、被相続人等といいます)の事業の用または居住の用に供されていた宅地等であること
利用形態 建物や構築物の敷地として使用されていた宅地等であること

3 特例対象宅地の代表例

① 特定事業用宅地等

特定事業用宅地等とは、被相続人等の事業(不動産貸付業等を除く)の用に供されていた宅地等で、その事業を申告期限までに承継し、かつ、申告期限まで引き続き営んでいるなどの要件に該当する被相続人の親族が相続等により取得したものといいます。

※農業を営んでいる方であれば、農地そのものには適用できませんが、農機具置き場は対象となります。

平成31年度改正

相続前3年内に事業の用に供され始めた宅地等(3年内事業用宅地等)は特例対象から除外することとなりました。ただし、その宅地等の上で事業の用に供されている減価償却資産の相続開始時の価額が、その宅地等の相続時の価額の15%以上である場合は、3年内事業用宅地等には該当しないこととされます。
<適用時期>この改正点は経過措置が終了し、令和4年4月1日以後の相続等につき適用開始となっています。

② 貸付事業用宅地等

貸付事業用宅地等とは、被相続人等の貸付事業(不動産貸付業、駐車場業等)の用に供されていた宅地等で、その貸付事業を申告期限までに承継し、かつ、申告期限まで引き続き営んでいるなどの要件に該当する被相続人の親族が相続等により取得したものといいます。

平成30年度改正

相続前3年内に貸付事業の用に供され始めた宅地等は特例対象から除外することとなりました。但し相続開始前3年を超えて事業的規模(事業的規模の基準を満たす一定以上の規模)で貸付事業をしていた被相続人に係るものは除外されません。

<適用時期>この改正は経過措置が終了し、令和3年4月1日以後の相続等につき適用開始となっています。

③ 特定居住用宅地等

特定居住用宅地等とは、被相続人等の居住の用に供されていた宅地等(居住していた者が各々主として居住の用に供していた一つの宅地等に限ります。)で、取得者区分ごとに、下記の要件に該当する被相続人の親族が相続等により取得したものといいます。

【特例の適用要件】

※下表で、**被**は被相続人、**取**は取得者のことをいいます。

取得者の区分	取得者ごとの要件
① 被 の配偶者	配偶者が取得した場合は条件無しで適用ができます。
② 同居していた親族	相続開始の直前から相続税の申告期限まで引き続きその建物に居住し、かつ、その宅地等を相続開始時から相続税の申告期限まで有していること
③ 上記以外の親族	(1)上記①・②に該当する法定相続人がいないこと (2)【関係者所有家屋への居住について】 相続開始前3年内に、国内にある、① 取 又は② 取 の配偶者又は③ 取 の三親等内親族又は④ 取 と特別の関係がある一定の法人が所有する家屋(相続開始直前の 被 の居住用家屋を除く。) に居住したことがないこと (3)【居住中家屋の所有について】 相続開始時に 取 が居住している家屋を過去に所有していたことがないこと (4)その宅地等を相続開始時から申告期限まで有していること (5)取得した者が、「制限納税義務者のうち日本国籍を有しない者」ではないこと

※二世帯住宅

平成26年以降は、建物の内部で二世帯の居住スペースがつながっていなくても継続要件(保有および居住)を満たせば、建物全体を被相続人の居住用として特例対象とできることとなりました(区分所有の場合は、被相続人の居住部分のみが対象となります)。

※老人ホーム

老人ホームに入所し、老人ホームの所有権や終身利用権を取得したとしても、自宅を貸し付けていない等の要件を満たしている場合の自宅の宅地は、特例対象となります。

4 適用対象宅地と限度面積、減額割合

小規模宅地等については、相続税の課税価格に算入すべき価額の計算上、次の表に掲げる区分ごとに一定の割合を減額します。

※下表で、**被**は被相続人のことをいいます。

相続開始直前における宅地等の利用区分		選択特例対象宅地等		限度面積区分	限度面積	減額する割合	課税対象割合
被 等の事業用宅地等	事業用(貸付事業以外)	① 特定事業用宅地等	A	400m ²	80%	20%	
	同族法人等(貸付事業以外)への貸付で一定の条件に該当する場合	② 特定同族会社事業用宅地等		400m ²	80%	20%	
	貸付事業用(同族法人等への貸付で②に該当しない場合を含む)	③ 貸付事業用宅地等	B	200m ²	50%	50%	
被 等の居住用宅地等		④ 特定居住用宅地等	C	330m ²	80%	20%	

●Bを含む複数区分につき適用するときは、次の算式を満たす面積が限度となります。

$$\left(A \times \frac{200}{400} \right) + \left(C \times \frac{200}{330} \right) + B \leq 200\text{m}^2$$

●Bの適用をしなければA400m²とC330m²の完全併用(合計730m²)が可能となります。

5 期限までに分割できなかった場合

申告期限までに分割がされていない宅地等であっても、相続税の申告書に「申告期限後3年以内の分割見込書」を添付して提出しておけば、申告期限から3年以内に分割がされた場合等で、分割が行われた日の翌日から4ヵ月以内に税務署長に対し、この特例の適用を受けた上で相続税を計算しなおし、更正の請求をすることができます。

6 注意事項

① 一の宅地等について共同相続があった場合には、取得した者ごとに適用要件を判定します。

② 配偶者居住権が設定される場合、敷地を取得することとなった相続人が要件を満たしている場合の「敷地所有権」だけでなく、配偶者が取得した「配偶者敷地利用権」についても、小規模宅地等の特例の対象となります。



③ 1棟の建物の敷地の用に供されていた宅地等のうちで特定居住用宅地等の要件該当部分とそれ以外の部分がある場合には、部分ごとに面積に応じて按分して軽減割合を計算します。



ランドマーク便り メディア掲載情報



【日本経済新聞】
7月4日(火)朝刊 36面
「今日から始める不動産の相続対策」に
ランドマーク税理士法人監修の
税務記事が掲載されております。



【朝日新聞】
7月3日(月)朝刊 21面
「路線価から考える相続対策」に
ランドマーク税理士法人監修の
税務記事が掲載されております。



【読売新聞】
7月13日(木)朝刊 8面
「路線価から考える相続対策」に
ランドマーク税理士法人監修の
税務記事が掲載されております。

10月 セミナー・税務無料相談会のご案内

セミナー

10月 | 相続2024年問題

※ご希望の方にはセミナー後に無料で1時間ほどの税務相談を行っております。 10月26日(木) 14:00~15:00 新横浜会場 TEL:045-350-5605

税務無料相談会

※すべて14:00~16:00開催

10月19日(木) 丸の内会場 TEL:03-6269-9996

10月19日(木) 新宿会場 TEL:03-6709-8135

10月19日(木) 池袋会場 TEL:03-5904-8730

10月19日(木) 町田会場 TEL:042-720-4300

10月19日(木) 横浜駅前会場 TEL:045-755-3085

10月19日(木) みなとみらい会場 TEL:045-263-9730

10月19日(木) 武蔵小杉会場 TEL:044-281-3003

10月19日(木) 大宮会場 TEL:048-776-9684

10月19日(木) 新松戸会場 TEL:047-702-7220

10月19日(木) 朝霞台会場 TEL:048-424-5691

10月20日(金) 湘南台会場 TEL:0466-86-7025

こちらからお申込み受付中! ▶ <https://www.landmark-tax.com/seminar/>

※湘南台会場・朝霞台会場では相続手続きや遺言のご相談を受け付けております。

清田のひとりごと



代表社員 清田幸弘

だいぶ過ごしやすい気温になりましたが、皆さまいかがお過ごででしょうか。
先週近く所を散歩していたら、金木犀の甘い匂いがしました。
毎年咲くのでどこの木から匂いがするのかは分かったのですが、まだ花は1つも咲いていませんでした。
花が開いていないのにもかかわらず数メートル先まで匂いを発していて金木犀の匂いの強さを改めて感じました。
金木犀の犀という字は、動物のサイという字で樹皮がサイの皮に似ていることからこの漢字が使われた

そうです。
たしかに、幹の色はグレーがかっていてサイの皮に見えるような……。
ちなみにこの金木犀は、銀木犀という白い花を咲かせる種類の変種だそうです。
銀木犀は金木犀と同じ時期に花を咲かせ、香りが控えめで花の数が少ないのが特徴です。
幼い頃に家に金木犀を植えてくれとお願いしたところ、匂いが強すぎるからダメだと反対されたことがあります。
当時の私に銀木犀のことを教えてあげたいです。

～不動産売却の税金で注意したいこと～ 売却時期や軽減税率の要件に注意して節税も検討しましょう

Q

不動産の譲渡所得の計算は難しいと聞きますが、その税金について概要と注意点を教えて下さい。



今日は
押山(国税OB)が
お伝えします!

A

譲渡所得の中で、土地や建物を売った時の所得計算は、とりわけ仕組みが複雑で、通常の各種所得に対する課税(総合課税)とは、切り離して税金を計算(分離課税)します。税率は、不動産の保有期間等により異なります。基本的な計算方法などを見て参りましょう。

解説

1 譲渡所得とは

「譲渡所得」とは、資産の譲渡(棚卸資産等の一定の資産の譲渡を除く)による所得をいいます。その中で、土地等、建物等、株式等については分離課税とされます。その他の資産(車両、金地金、宝石、特許権等)の譲渡による所得は、総合課税により課税されます。

○譲渡所得の基本的な計算式は以下のようになります。(長期譲渡と短期譲渡は分けて式を立てます)

$$\text{収入金額} - (\text{取得費} + \text{譲渡費用}) - \text{特別控除} = \text{譲渡所得}$$

2 収入金額とは

資産の譲渡によってその年において収入すべきことが確定した金額をいいます(未収金を含む)。固定資産税・都市計画税の精算金も含める必要がありますので注意しましょう。

※収入すべき時期は、原則、対象となる資産を買主などに「引き渡した日」となりますが、契約の効力発生日をもつて譲渡の日とするもの認められていますので一度検討しましょう。

3 取得費とは(いわゆる譲渡原価にあたります)

① 次に掲げるものを「取得費」とすることができます。

- 購入代金 ○購入時の仲介手数料、印紙代 ○登録免許税
- 不動産取得税 ○抵当権設定登記費用 ○登記費用
- 資金借入の際の公正証書作成費用 ○整地費用
- ローンの保証料、借入利子(いずれも使用開始前の期間に対応するもの)

② 建物については、経過年数に応じて減価償却をして(非業務用資産であった場合は、耐用年数に1.5倍を乗じて計算した年数に対応する償却率で減価の額を計算して)、その未償却残高が取得費となります。

- ③ 「概算取得費控除」…土地や建物の取得費がわからない場合には、「譲渡対価(固定資産税・都市計画税の精算金も含む)の5%相当額」を取得費として計算してもよいことになっています。契約書を紛失すると購入価格が不明となりますので確かめておきましょう。
- ④ 取得費として加算できる相続税
相続や贈贈により取得した財産を相続税の申告期限の翌日から3年内に売却したときは、支払った相続税額のうち一定の金額を取得費に含めることができます。

4 譲渡費用とは

○「譲渡費用」に含まれるものは以下の通りです。

- 仲介手数料、印紙代 ○測量費 ○借家人を立ち退かせるための立退料 ○広告料
(いずれも売却を目的として発生したものに限ります)

※譲渡資産の修繕費、固定資産税など、その資産の維持や管理に要した費用や、抵当権抹消費用は、譲渡費用とはなりませんのでご注意ください。

5 特別控除とは

取用等の場合、居住用の不動産を売却した場合、相続して空き家となっている住居を売却した場合、その他各種特別控除の特例制度がありますが、各々の適用要件の確認が必要です。専門家にご相談ください。

6 税額計算

不動産等の場合は、「長期譲渡所得」と「短期譲渡所得」のどちらかに分類し、別々に所得計算をします。各種取扱い(特に税率)が大きく異なるのでご注意ください。

① 「短期譲渡所得」…その土地や建物を取得した日の翌日から、譲渡した年の1月1日までの所有期間が5年以下の場合は短期譲渡所得となります。

$$<\text{税額計算}> \quad \text{短期譲渡所得金額} \times 39.63\%(\text{所得税}30.63\%+\text{住民税}9\%) = \text{所得税・住民税の合計額}$$

② 「長期譲渡所得」…その土地や建物を取得した日の翌日から、譲渡した年の1月1日までの所有期間が5年を超える場合は長期譲渡所得となります。

$$<\text{税額計算}> \quad \text{長期譲渡所得金額} \times 20.315\%(\text{所得税}15.315\%+\text{住民税}5\%) = \text{所得税・住民税の合計額}$$

(注)上記の所得税率は、復興特別所得税として、所得税の2.1%相当が上乗せされています。

◎例えば、平成29年4月に購入した土地・建物を令和4年6月に売却した場合、所有期間は5年間を超えていますが、売却した年の1月1日時点では所有期間が5年以下になりますので、税務上は「短期譲渡」と判定されます。

③ 「居住用財産で保有10年超の場合」や、「優良住宅地造成のための長期譲渡」、「国等取用等の短期譲渡」については、税率が軽減される特例がありますのでご相談下さい。

【計算に必要な主な書類】

- 共通…不動産の登記事項証明書(登記簿謄本)
 - ①今回の売却に係る…売買契約書(の写し)・譲渡費用の領収書
 - ②売却物件を当初取得した時に係る…売買契約書・購入時の費用の領収書(ある場合)

今回は概要をお伝えしましたが、不動産の譲渡を税務上、正確に取り扱うには高い専門性が求められます。要件の確認と所得計算は相当の準備を要しますので、早いうちにランドマーク税理士法人にご相談することをお薦めします。

営業職
必見!

ゴルフの 心臓

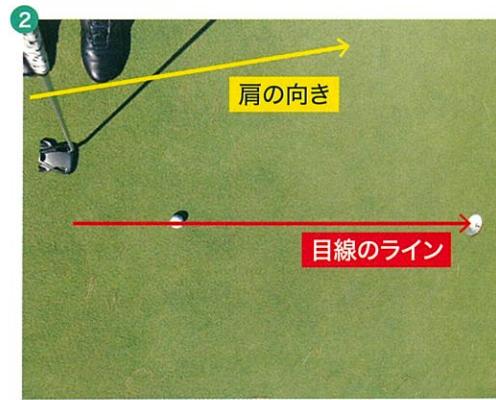


第62回 どの位置で!? (パッティング編)

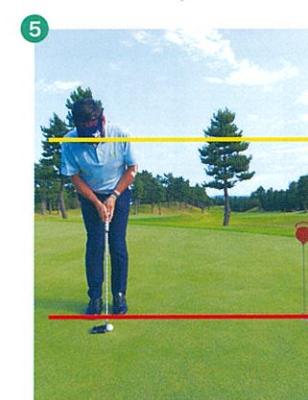
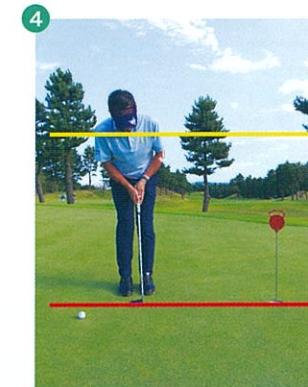
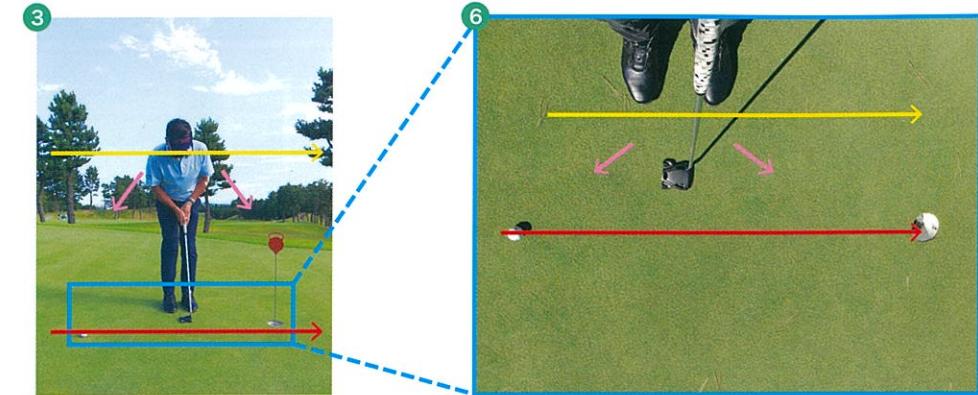
パッティングのラインを読み、それに対してどのようなセットアップの入り方をしていますか?もちろん人それぞれ決めているセットアップの入り方があると思います。

実はカップとボールを見る位置でセットアップの向きに違いが出ることがあるのをご存知でしょうか?

一般的にはカップとボールの両方を一度に見える位置の後方にひとまずポジションを取り、同一方向からカップ・ボールを見ながら素振りをしてパッティングに入ります。①②



目線は自由に動かすことができ、イメージの中では勝手にラインを作ることが出来ますが身体、特に肩のラインが知らないうちに左方向に向いてしまう傾向にあります。これを回避する為の方法が次の通りです。



カップとボールの中間辺りにセットアップし、カップとボールとを交互に見ながら素振りをします。そしてこの身体の向きを変えることなく、③④⑤の順に横歩きをしてズレて行き、最終的に⑤の位置でセットアップをとることで肩のラインに対してカップの方向に平行(スクエア)に入ることができます。

★グリーン上はただただ広く、カップ1つ穴が空いているだけの空間です。そこへボールを転がし、一発で入れるのは至難の業です。少しでも自分の狙ったライン、方向に打ち出せる確率を上げる為にもこの手段を取り入れてみてください。



戸塚カントリー倶楽部所属
落合 祐(おちあい ゆう)

昭和42年4月21日生まれ 横浜市出身
日本プロゴルフ協会 ティーチングプロA級